

1 議案名

徳島県教育職員免許状再授与審査会規則の制定について

2 提案理由

特定免許状失効者等に対する免許状の再授与について意見を聴くため徳島県教育職員免許状再授与審査会を設置することに伴い、その組織及び運営に関し必要な事項を定める必要がある。

# 徳島県教育職員免許状再授与審査会規則について

教職員課

## 1 規則制定の背景

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）の施行により、児童生徒性暴力等を行ったことにより免許状失効又は取上げになった特定免許状失効者等に、都道府県教育委員会が再び免許状を授与するに当たっては、都道府県教育委員会の設置する都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴くこととなり、当該再授与審査会の組織及び運営に関し必要な事項については、文部科学省令で定めることとされた。

## 2 規則制定の理由

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和4年文部科学省令第5号）の施行に伴い、徳島県教育職員免許状再授与審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、本規則を制定する。

## 3 内容

- (1) 審査会は委員5人以内で組織すること
- (2) 委員の守秘義務等に関すること
- (3) 審査会の会議の招集、委員以外の者の意見聴取等に関すること
- (4) 審査会の庶務を教職員課において処理すること

## 4 施行期日

令和7年4月1日

〈参考〉 国施行規則（文部科学省令）と県教育委員会規則が定める内容

再授与審査会の組織について

再授与審査会の運営について

| 委員   | 国施行規則     | 県教育委員会規則                          | 審査会   | 国施行規則                                    | 県教育委員会規則   |
|------|-----------|-----------------------------------|-------|--|------------|
| 人数   | -         | 5人以内                              | 代表者   | 会長(委員の互選)                                | -          |
| 構成   | 学識経験を有する者 | 下記の専門的な知識経験を有する者                  | 招集者   | -  | 会長         |
|      |           | ①医療 ②心理 ③福祉 ④法律<br>⑤教育委員会が適当と認める者 | 会議の公開 | -  | 非公開        |
| 任命権者 | 県教育委員会    | -                                 | 定足数   | 過半数                                      | -          |
| 任期   | 2年(再任可)   | -                                 | 議決方法  | 出席委員の過半数<br>但し再授与可とする場合は<br>原則、出席委員の全員一致 | -          |
| 守秘義務 | -         | あり                                | 利害関係者 | -  | 出席不可、議決権なし |
|      |           |                                   | 参考人   | -  | 出席、意見聴取可   |

条例等立案表

|  |                  |  |
|--|------------------|--|
| <p>題名<br/>徳島県教育職員免許状再授与審査会規則</p>   |                  | <p>課(室)名<br/>教職員課</p>                            |
|  |                  | <p>担当者名<br/>玉理 照 恵</p> <p>電話番号<br/>三 一 二 二 二</p> |
| <p>提案(制定)理由<br/>特定免許状失効者等に対する免許状の再授与について意見を聴くため徳島県教育職員免許状再授与審査会を設置することに伴い、その組織及び運営に関し必要な事項を定める必要がある。</p>   |                  |  |
| <p>あらまし<br/>一 徳島県教育職員免許状再授与審査会(以下「審査会」という。)は、委員五人以内で組織することとした。<br/>二 委員の守秘義務等について定めることとした。<br/>三 審査会の会議の招集、委員以外の者の意見聴取等について定めることとした。<br/>四 審査会の庶務は、教職員課において処理することとした。<br/>五 この規則は、令和七年四月一日から施行することとした。</p> |                  |  |
| <p>関係法規<br/>教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和三年法律第五十七号)<br/>教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則(令和四年文部科学省令第五号)</p>  |                  |  |
| <p>予算上の措置</p>  |                  |  |
| <p>法令審査会 <input type="checkbox"/> 要 ・ 否</p>  | <p>パブリックコメント</p> | <p>実施 ・ 省略 ・ <input type="checkbox"/> 対象外</p>    |

## 徳島県教育委員会規則第 号

徳島県教育職員免許状再授与審査会規則を次のように定める。

令和七年三月 日

徳島県教育委員会教育長 中 川 斉 史

徳島県教育職員免許状再授与審査会規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和四年文部科学省令第五号。以下「省令」という。）第六条の規定に基づき、徳島県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関する必要な事項を定めるものとする。

(組織)

**第二条** 審査会は、委員五人以内で組織する。

(委員)

**第三条** 省令第三条第一項の児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者は、次に掲げる者とする。

- 一 医療、心理、福祉又は法律に関する専門的な知識及び経験を有する者
- 二 その他徳島県教育委員会が適当と認める者
- 2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議)

**第四条** 審査会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 審査会の会議は、公開しない。
- 4 委員は、自己が直接の人間関係又は特別の利害関係を有する事件については、その議事に加わることができない。

(庶務)

**第五条** 審査会の庶務は、教職員課において処理する。

(雑則)

**第六条** この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。